

# 1 諸願・諸届け一覧

---

## 1 欠 席

- (1) 保護者が、当日の朝遅くとも 8 時 05 分までに学校へ Google forms(推奨)または電話で連絡する。電話の場合に留守番電話になっている時にはメッセージを入れる。  
なお Google forms からの連絡方法については、保護者向け一斉メールで知らせる。

## 2 遅 刻

- (1) 前もって遅刻することが分かっている場合は保護者より 8 時 05 分までに Google forms で学校へ連絡する。電話連絡の場合に留守番電話になっている時にはメッセージを入れる。

# 2 服装・容儀について

---

季節、着用期間と服装については原則下記のとおりとする。

季 節	期 間	服 装
冬 季	4 月 1 日～4 月 3 0 日、1 1 月 1 日～3 月 3 1 日	冬服
夏 季	6 月 中 旬～9 月 中 旬	夏服
移行期間	5 月 1 日～6 月 中 旬、9 月 中 旬～1 0 月 3 1 日	※

※移行期間は寒暖により、冬服・夏服どちらを着用してもよい。

※移行期間前に教室掲示される案内を確認し厳守する。

**正 装** 入学式・卒業式等の学校行事や証明用の個人写真撮影の場合、ブレザーを上着に本校指定の長袖カッターシャツ・長袖ブラウスを着用し、所定のネクタイ・リボンを付けること。

**略 装** 通常の場合は、ネクタイ・リボンを付けることを強制しない。また、寒暖に応じて本校指定のセーターを着用してもよい。

**冬 服** 上着にブレザーを着用し、ブレザーの下は本校指定の長袖カッターシャツ・長袖ブラウスを着用する。

**夏 服** 本校指定の開襟シャツ・ブラウスまたはポロシャツ、夏用のスラックスまたはスカートを着用する。ネクタイ・リボンは不要。

<着用時の注意>

- (1) 定められた制服を变形してはならない。
- (2) ネクタイ・リボンを着用する場合は必ず第 1 ボタンを留める。
- (3) 長袖のシャツの裾はスラックス・スカートの中に入れる。

スラックス

- (1) ベルトは、黒・紺・茶色を使用する。

スカート

- (1) スカート丈は膝丈を基準とする。

頭 髪

- (1) パーマ・染色・ワックス等による加工は禁止する。
- (2) 前髪は目にかからない。  
※横に流している髪を敢えて垂らすことはせず、目にかかる長さの場合は切ることを勧める。
- (3) 前髪を留める時は華美でないヘアピンを使用する。髪を結ぶ場合は、黒・紺・茶色のヘアゴムを使用する。

その他

ストッキング……ストッキングはベージュ・黒・紺以外は禁止する。

化粧・装飾品等…ファンデーション・口紅（有色リップクリーム）・カラーコンタクト・マニキュア等の化粧は禁止する。

※有色リップ・ファンデーションの疑いがある場合は、ティッシュで拭いて確認。

男女とも眉毛を細く剃ることは禁止する。

ピアスの使用やそのために耳に穴をあけることは禁止する。

指輪・ネックレス・ブレスレット等の装飾品の着用は禁止する。

靴下など……男女とも、白・黒・紺・グレーを着用する。ただし、ワンポイントは可とする。

※柄物は禁止する。

内履き……校舎内では指定の学年別の内履きを使用すること。体育館においても別に定めるシューズを使用すること。

登下校の服装……原則、制服とする。ただし、部活動後の下校や休業中の部活動のための登下校は、顧問が認めた場合、部指定のトレーニングウェアを可とする。

### 3 携帯端末等の利用について

---

本校では、生徒の進路実現を最優先に考えて、高校生の本分である勉強・学校生活に支障が出ないように携帯端末等の利用に関する規則を設けています。

携帯端末等の危険性や本校での取り組み・ルールについて、家庭で話し合い、保護者はその利用方法についてご理解、ご協力をお願いします。また、安易にフィルタリングサービスははずさないよう留意して下さい。

#### ○ 校内でのルール

- (1) 校舎内での携帯端末等の使用は、一切禁止とする。  
(放課後、休日とも、校舎内での使用は禁止とする。)
- (2) 校舎内では、携帯端末等は電源を切ってロッカー又はカバンの中にしまうこと。
- (3) カバン内で管理することに不安のある生徒は、学校へ持ってこないか、ロッカーに入れて施錠するなど自己管理に努めること。
- (4) 登校後から清掃終了後までの時間帯に、携帯端末等を使用、あるいは身につけている・電源が入っている等の行為があった場合は、指導の対象となり生徒課預かりとし、説諭後、保護者に返却とする。
- (5) 放課後、校舎内で携帯端末等を使用した場合は、原則、次の日に生徒課預かりとし、説諭後、保護者に返却とする。
- (6) 土・日・祝日、長期休暇中に校舎内で使用した場合は(5)を適用する。但し、補習、模擬試験中、学習会などに使用した場合は(4)を適用する。

## 4 自転車に関する注意事項について

---

- 1 自転車通学を希望する生徒は、本校の『自転車登録のステッカー』を使用する自転車の見やすい位置に貼ること。ステッカーを貼らない自転車で通学してはならない。
  - ・原則的に新入生全員に『自転車登録ステッカー』を配布します。
  - ・自転車の買い替え等で『自転車登録のステッカー』が必要な場合は、100円で販売します。
- 2 雨天時には、必ず雨合羽を着用できるように準備しておく。
  - ・傘さし運転を繰り返す場合は、自転車通学を禁止することがあります。  
(雨合羽は自由購入であるが、本校推薦品は仮入学時に予約し、購入する。)
- 3 ブレーキのない自転車及び整備不良の自転車は危険防止のため禁止する。
- 4 自転車は施錠装置、ブレーキ、ライトなどについて絶えず留意し、もしも故障があれば直ちに修理しておく。なお「安全登録証」は義務づけられており、「TSマーク」(点検・整備済みの証明)も貼付することが望ましい。
- 5 2024年度の道路交通改正法により、『自転車危険行為のあおり運転』について、罰則規定が強化されました。運転に際しては道路交通法を必ず守る。特に次の点は厳守する。
  - (1) 交通信号の遵守
  - (2) 交差点での一時停止
  - (3) 左側端の一例進行(並進禁止)
  - (4) 二人乗りの禁止
  - (5) 傘さし運転の禁止
  - (6) 手放し運転の禁止

- (7) 薄暮時・夜間の無灯火運転の禁止
  - (8) 携帯端末等を使用しながらの運転やイヤホン(片耳含む)を装着しての運転禁止
  - (9) 妨害運転の禁止 (あおり運転・急ブレーキ・不要にベルを鳴らす行為)
- 6 自転車は指示された場所に整理して置き、必ず施錠する。  
(自転車の盗難防止のため、できれば二重の施錠をする)
  - 7 事故を起こした場合は、必ずホーム担任を通じて生徒課に届け出る。
  - 8 万一の自転車事故に備えて、任意加入の「サイクル補償制度」や「高校生総合保障制度(自転車の事故を含む)」に加入する。
  - 9 ヘルメットを着用する。道路交通法改正により、2023年度から全ての自転車利用者に着用が努力義務化されています。